

## 2020年度新賃金配分第2回団体交渉開催 上には厚く下には薄い配分 等級別の格差がさらに拡大！ 本部は持ち帰り検討！

本部は4月8日、『申第30号・2020年度新賃金配分に関する申し入れ』に基づく第2回団体交渉を開催しました。会社は、2020年度新賃金配分について「35歳ポイント800円（0.25%）の配分を「社員の基本給に、等級及び区分に応じて額を加算する。」と回答しました。本部は、「組合が要求した一律の配分とはなっていない。新型コロナウイルス対応で皆が努力しているにも関わらず、さらに格差が広がった。回答には不満である。」と会社回答に対して対立を通告し持ち帰り検討としました。

### 〈会社回答〉

令和2年度の賃金改訂について、次のとおりとする。

#### 1. 在籍者への加算

令和2年4月1日に在籍する社員（試用社員を含む。）及び専任社員の令和2年4月1日現在異動後の基本給に、等級及び区分に応じて別表1のと通りの額を加算する。

#### 2. 初任給額

賃金規程第13条及び第14条に定める初任給額を別表2及び別表3のとおりとする。

3. 昇格時昇給額

賃金規程第30条に定める昇格時昇給額を別表4のとおりとする。

4. 専任社員の基本給額

専任社員就業規則別表1及び附則（令和2年3月16日社通達137号第2項に定める基本給額を別表5及び別表6のとおりとする。

5. 実施時期

令和2年4月1日から実施する。

6. 精算日

令和2年6月25日以降準備でき次第とする。

※別表1、2、3、4、5、6

## 《主な議論》

会社：令和2年度賃金改訂について、別表のとおりである。前回議論させていただいたが、結果としては、これまでの考え通りに各等級のバランスを見て今までと同じ考え方で回答としているものである。

組合：現在の新型コロナウイルス対応などの大変な状況で、感染しないよう全社員が頑張っている中で、その努力に応じて格差を付けず、皆に等しく配分すべきだと組合は主張してきた。

会社：等級によって800円を下回る者があるなど加算額は異なるが、昇格時昇給額を反映したものとなっている。昇格すれば上がる。

組合：それは昇格すればの話であり、格差がさらに拡大している。組合の主張が受け入れられなかったのは、たいへん残念だ。4月1日現在の社員数と平均年齢等を明らかにすること。

会社：明らかにしない。

組合：回答には甚だ不満であり対立である。持ち帰り検討とする。

※回答内容の詳細については次ページ以降の、回答資料別表を参照して下さい。

別表1：基本給加算額

等級	一般社員	医療社員
J 1 等級	600 円	—
J 2 等級	600 円	700 円
J 3 等級	700 円	700 円
S 1 等級	800 円	800 円
S 2 等級	800 円	800 円
S 3 等級	800 円	800 円
C 1 等級	1,000 円	900 円
C 2 等級	1,000 円	900 円
L 1 等級	1,100 円	1,000 円
L 2 等級	1,200 円	1,100 円
L 3 等級	1,300 円	1,300 円
L 4 等級	会社が別に定める。	
L 5 等級		

区分	専任社員
I	生年月日が昭和32年4月2日以降の者
	上記に該当しない者
II	生年月日が昭和32年4月2日以降の者
	上記に該当しない者
III	700 円
IV	会社が別に定める。
V	400 円

別表2：初任給額（一般社員）

学校別	初任等級	初任給額
大学（大学院に限る。）	S 1 等級	247,300 円
大学、短期大学（修業年限2年以上の専攻科に限る。）、 高等専門学校（修業年限2年以上の専攻科に限る。）	J 3 等級	217,200 円
短期大学、高等専門学校、専修学校（高等学校卒業を入学資格とする修業年限2年以上の専門課程に限る。以下、別表3において同じ。）	J 2 等級	197,400 円
高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。以下、別表3において同じ。）	J 1 等級	178,300 円

（注）学校別は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定められたものによる。以下、別表3において同じ。

別表3：初任給額（医療社員）

学校別	初任等級	初任給額
大学（修業年限6年の薬剤師に限る。）	S1等級	244,900円
大学（上記以外の薬剤師に限る。）		237,700円
大学（薬剤師を除く。）	J3等級	227,100円
短期大学、高等専門学校、専修学校		222,300円
高等学校、中等教育学校	J2等級	201,500円

（注）採用日において、該当する職種の免許を受けていない者は見習発令を行うこととする。この場合の初任等級及び初任給額は、該当する職種の免許を受けるまでの間、別表2に掲げる初任等級及び初任給額を適用する。

別表4：昇格時昇給額

昇格区分	一般社員	医療社員
J1等級→J2等級	9,500円	—
J2等級→J3等級	10,000円	7,300円
J3等級→S1等級	19,000円	10,600円
S1等級→S2等級	10,000円	8,400円
S2等級→S3等級	10,500円	8,400円
S3等級→C1等級	20,100円	15,800円
C1等級→C2等級	10,500円	9,500円
C2等級→L1等級	42,100円	26,300円
L1等級→L2等級	13,700円	10,600円
L2等級→L3等級	19,000円	16,200円
L3等級→L4等級	会社が別に定める。	
L4等級→L5等級		

別表5：基本給額（専任社員）

区分	対象	月額
I	賃金規程第9条別表第1中 J1～S3等級相当職にあった者	196,100円
II	賃金規程第9条別表第1中 C1、C2等級相当職にあった者	206,300円
III	賃金規程第9条別表第1中 L1、L2等級相当職にあった者	218,800円
IV	上記I～III以外の職にあった者	会社が決定する。
V	上記I～IVにかかわらず、定年退職時に次のいずれかに該当する者 (1) 就業に支障がある健康状態又は勤務状況の者 (2) 定年退職までの勤務成績が特に劣悪な者 (3) 就業に必要な意欲・能力を欠いた者	174,300円

※区分Vに該当する場合、原則として役付手当は支給しないものとする。

別表6：基本給額（生年月日が昭和36年4月1日以前の者で、かつ、別表5に定める区分Ⅰ及び区分Ⅱに該当する者）

(1) 生年月日が昭和32年4月1日以前の者

区分	月額
Ⅰ	175,300円
Ⅱ	196,200円

(2) 生年月日が昭和32年4月2日以降昭和34年4月1日以前の者

区分	適用期間	月額
Ⅰ	63歳に達する日の属する月まで	196,100円
	63歳に達する日の属する月の翌月以降	175,300円
Ⅱ	63歳に達する日の属する月まで	206,300円
	63歳に達する日の属する月の翌月以降	196,200円

(3) 生年月日が昭和34年4月2日以降昭和36年4月1日以前の者

区分	適用期間	月額
Ⅰ	64歳に達する日の属する月まで	196,100円
	64歳に達する日の属する月の翌月以降	175,300円
Ⅱ	64歳に達する日の属する月まで	206,300円
	64歳に達する日の属する月の翌月以降	196,200円